

証券コード 4349
2024年6月6日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目18番9号
株式会社 テ ス ク
代表取締役社長 梅 田 源

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kktisc.co.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「NEWS RELEASE」より「第50期定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト
<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



（上記の名証ウェブサイト（上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テスク」又は「コード」に当社証券コード「4349」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月20日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午後4時
2. 場 所 名古屋市中区栄一丁目18番9号 本社1階会議室
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第50期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- （1）議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎配当については、取締役会決議としており、本招集ご通知とともに配当金に関する重要書類につきましても同封させていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、原材料価格やエネルギーコストの高騰に伴う継続的な物価上昇や円安による影響に加え、世界各国の金融引締めによる影響など景気の先行き不安定な状況で推移しました。

当社グループが属する情報サービス産業は、クラウドサービスやセキュリティ対策を含めた、デジタル変革に対する投資需要が引き続き継続しているものの、一方で技術力・マネジメント力のあるエンジニア人材の確保が重要な課題となっており、当社グループにおいても就業環境の整備や従業員への教育・育成に力を注ぎ、この課題に対応しております。

このような状況下、株式会社テスクは、主力オリジナルパッケージ・ソフトウェア導入案件の堅調な受注獲得と順調な開発の推進、これに伴うクラウドサービスや保守サポートなどの定常収入案件の増加により売上の安定確保ができたことから、概ね通期計画のとおりにより事業を進めることができました。

また、第2四半期より連結子会社となりました株式会社サンプランソフトも、主力オリジナルパッケージ・ソフトウェア導入案件の順調な開発の推進等により堅調に売上及び利益を確保することができております。

この結果、当連結会計年度の売上高は26億70百万円、営業利益は3億14百万円、経常利益は3億13百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億59百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

品目別の売上状況につきましては次のとおりであります。

品 目	第 49 期		第 50 期	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	(千円)	(%)	(千円)	(%)
システム開発売上高	—	—	1,946,336	72.9
商 品 売 上 高	—	—	688,225	25.8
不動産事業売上高	—	—	35,775	1.3
合 計	—	—	2,670,336	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は68,377千円で、その主なものは次のとおりであります。

・建物及び構築物	東京事業所移転に伴う改装工事	18,304千円
・工具、器具及び備品	クラウド用コンピュータ機器	33,961千円
	東京事業所移転に伴う改装工事	8,807千円
	本社ビル6階改装工事	3,770千円
	本社ビル1階改装工事	1,739千円
・ソフトウェア	自社利用のソフトウェア	1,794千円

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2020年度 (第47期)	2021年度 (第48期)	2022年度 (第49期)	2023年度 (第50期)
売 上 高	—	—	—	2,670,336
営 業 利 益	—	—	—	314,638
経 常 利 益	—	—	—	313,473
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	259,242
1株当たり当期純利益	—	—	—	898円35銭
総 資 産	—	—	—	4,128,161
純 資 産	—	—	—	1,674,884

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第49期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2020年度 (第47期)	2021年度 (第48期)	2022年度 (第49期)	2023年度 (第50期)
売 上 高	1,979,815	2,155,964	2,384,020	2,505,656
営 業 利 益	173,566	236,154	286,035	316,557
経 常 利 益	169,709	237,001	277,085	323,471
当 期 純 利 益	176,925	226,306	191,864	274,293
1株当たり当期純利益	522円35銭	709円09銭	626円78銭	950円50銭
総 資 産	3,615,665	3,785,813	3,863,490	3,903,792
純 資 産	1,251,072	1,345,072	1,525,280	1,689,935

(注) 2021年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2021年度以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンブランソフト	10,000千円	100%	ソフトウェア開発

- (注) 1. 2023年7月3日に株式会社サンブランソフトの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。
2. 2022年9月5日付で当社100%出資により「株式会社Xアーキテクト（クロスアーキテクト）」を設立しましたが、重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

日本経済は先行き不透明な状況が継続していますが、DX推進を追い風にしたIT投資基調は今後も堅調に推移するものと見られています。このような状況下、当社グループの対処すべき課題は、引き続きエンジニアの確保・育成に注力するとともに、株式会社テスクにおいては重要な社会インフラを担われている流通業のお客様に対して、株式会社サンブランソフトにおいては貿易業務に従事されているお客様に対して、システムの側面から支援を続け、安定稼働に努めていくことであると認識しております。

株式会社テスクは、従来の通り、流通業の業務システム構築に事業を特化し、流通業のお客様の経営課題・業務課題を正しく理解した的確な営業活動、オリジナルパッケージ・ソフトウェアである「CHAINS Z」及び「GROWBS III」への継続的な投資による機能強化及びクラウドサービスや保守サポートなどの定常収入が得られる継続ビジネスの充実と受注の拡大に努め、「量販型の流通業のお客様に特化した総合ITベンダー」として、高付加価値なソフトウェアを提供できる専門性の高い社員を育成し、地に足を付けて以下にあげる施策に取り組むことで、社会から必要とされる会社としてあり続ける努力を継続してまいります。

- ① 競争力を維持・向上させるための製品開発投資の拡大
当社グループとしての安定的な収益基盤の確保という観点から、当社グループのオリジナルパッケージ・ソフトウェア及びクラウドサービスの新規開発及び機能強化を一層推進し、高付加価値のある競争力の高い製品のラインナップを充実化してまいります。
- ② 新しいテクノロジーの採用
ユーザーに従来以上に大きなメリットをもたらす革新的なサービスを提供するため、また、今後も変化していく市場ニーズに機敏に対応していくために、当社グループのオリジナルパッケージ・ソフトウェア及びクラウドサービスに利用するテクノロジーの更新をしてまいります。
- ③ 利用料モデルの拡大
これまででも利用料モデルを推進し、定常収入比率は毎年増加傾向にありますが、保守サポートをより一層充実させて顧客満足度を高める

ため、また、経営に安定化をもたらすために、従来以上に定常収入が見込まれる事業領域での受注拡大を速やかに実現していきます。

④ 専門性の高い人材の育成及び確保並びに業務効率化の実現

株式会社テスクにおいては、流通業のお客様の経営課題・業務課題を正しく理解した的確な提案をすることができる専門性の高い人材を育成・確保するため、テクニカルスキル、ビジネススキル、及びプロジェクトマネジメントスキルの向上に資する社員教育のほか、新規の人材採用に対し、従来以上に経営資源の投入を行ってまいります。

株式会社サンプランソフトも同様に、貿易業務のソフトウェア開発に特化し、品質の高いパッケージを提供し続けるため、オリジナルパッケージ・ソフトウェアの製品開発、利用料モデルの拡大、専門性の高い人材の育成及び確保並びに業務効率化に取り組んでまいります。

今後とも経営基盤の強化及び業績の向上に努めてまいります所存でございます。株主の皆様におかれましては、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、流通業並びに貿易業務を行っている法人を主要顧客とし、

- ・受託ソフトウェア開発
- ・パッケージ・ソフトウェアの開発・販売
- ・ソフトウェア保守業務の受託
- ・コンピュータ機器販売
- ・コンピュータ機器保守業務の受託
- ・クラウドサービス

を主として行っております。

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	愛知県名古屋市中区栄一丁目18番9号		
東	京	東京	千代田区丸の内一丁目6番5号	事業所

(注) 東京事業所は、2023年12月25日付で移転しております。

② 子会社 (株式会社サンプランソフト)

名	称	所	在	地
本	社	愛知県名古屋市中区栄一丁目18番9号		
東	京	東京	千代田区丸の内一丁目6番5号	事業所

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
130名	—

(注) 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110名	1名増	38.9歳	13.1年

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	1,678,240千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年7月3日に株式会社サンプランソフトの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

2. 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 350,000株 (自己株式 71,790株含む)
- (3) 株主数 188名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社梅田事務所	70,600株	25.37%
テスク従業員持株会	52,614	18.91
梅田 渉	27,400	9.84
吉澤 博之	7,800	2.80
兵藤 光冲	6,991	2.51
山田 正明	6,129	2.20
岡本 匡弘	4,800	1.72
三浦 英二	4,500	1.61
稲葉 史玉	4,400	1.58
片岡 知己	4,200	1.50

(注) 1. 当社は、自己株式を71,790株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅 田 源	株式会社サンブランソフト代表取締役社長 株式会社Xアーキテクト代表取締役社長 株式会社梅田事務所代表取締役
常務取締役	三 浦 英 二	営業本部長
取 締 役	片 岡 知 己	流通第1システム部長
取 締 役	吉 澤 博 之	製品企画・プロジェクト支援部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	横 山 真 次	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	神 谷 亨	セントラルフォレストグループ株式会社 専務取締役 株式会社トーカン取締役 三給株式会社代表取締役会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	後 藤 雅 彦	

- (注) 1. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）は全員、社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 社外取締役である横山真次氏、神谷亨氏及び後藤雅彦氏は、名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。
4. 当社は横山真次氏、神谷亨氏及び後藤雅彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

(2) 取締役の報酬等

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	70,822 (-)	70,822 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4,200 (4,200)	4,200 (4,200)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	75,022 (4,200)	75,022 (4,200)	- (-)	- (-)	7 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役 (監査等委員を除く。)の報酬額は、2015年6月24日開催の第41期定時株主総会において年額90,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会が終了した時点での取締役 (監査等委員を除く。)の員数は、3名 (うち社外取締役0名)です。

3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第41期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会が終了した時点での監査等委員である取締役の員数は、3名 (うち社外取締役3名)です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 固定報酬 (金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。月例で支払う固定報酬は、担当職務、貢献度及び世間水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長 梅田 源がその具体的内容について委任を受けるものとする。これらの権限を委任した理由は、各取締役の役位・職域等の評価を行うため、当社全体を俯瞰することができる代表取締役社長が最も適しているためでありま

す。

- ④当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、当社が2023年6月26日に提出しました有価証券報告書に記載した報酬関係の基本方針に基づき取締役会で審議し、取締役会から一任を受けた代表取締役は当該審議の内容を尊重して決定していることから、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）神谷亨氏は、株式会社トーカンの取締役であり、かつ同社の親会社であるセントラルフォレストグループ株式会社の専務取締役並びに同社の子会社である三給株式会社の代表取締役会長であります。株式会社トーカンと当社との間には、当社商品売上に関する取引がありますが、その年間取引金額が当社の売上高に占める比率は1%未満であり、僅少であります。当社とセントラルフォレストグループ株式会社及び三給株式会社との間には、取引はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 横山真次	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会7回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、財務的な観点から適宜必要な発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
監査等委員 神谷 亨	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会7回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、企業統治並びに経営全般の観点から適宜必要な発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
監査等委員 後藤雅彦	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回、監査等委員会7回のうち6回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、経営全般の観点から適宜必要な発言を行っており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第32条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁からの契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用の状況に関する事項

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整えるものとする。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令や諸規程を遵守し、社会規範に則した行動を行うために、当社グループにおけるコンプライアンスガイドラインを定め、常に良識ある企業活動を行うことを徹底する。
- ②コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けており、問題点を把握するとともに必要な改善を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要なリスクが発生した場合には、取締役会等において対処方法を審議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ②全社及び各部門の目標値を設定し、その実績並びに進捗状況を業績検討会議にて報告、検討することにより、その達成と収益の確保を図る。

(5) 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととする。

(6) 監査等委員の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととし、その任命・異動については監査等委員の同意を受けるものとする。また、その補助者の評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

また、補助使用人が監査等委員の職務の補助業務を行う場合は、監査等委員の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

①監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、業務の執行状況や経理の状況などについて報告を受ける。

②取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員に報告する。

(8) 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度である「コンプライアンスガイドライン」を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、監査等委員及び内部監査室のスタッフが連携し、通報者に不利益が生じないことを確保する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、代表取締役をはじめ他の取締役及び使用人に対し、必要に応じヒアリングや意見交換を実施する。

②監査等委員は、内部監査室と連携して職務に当たるとともに、公認会計士とも意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況】

(1) コンプライアンスに対する取組み

定例の定時取締役会は、事業の健全な発展と業務の適正化、経営課題等について討議しております。

(2) リスクマネジメント体制

内部監査室において内部統制システム全般について、また情報セキュリティ基本方針に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムが有効に機能しているか定期的な内部監査によって当該リスクの管理状況について監査しております。

(3) 監査等委員の職務の執行

監査等委員は取締役会への参加とともに、適宜代表取締役との意見交換を行っております。また、内部監査室及び会計監査人との意見交換も行い、三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため相互連携を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配当につきましては、株主への利益還元の充実と安定した配当を継続して実施することを重要な経営目的と位置付け、あわせて、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保などを総合的に勘案して決定しております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績などを勘案し、前期の配当金と同額となる1株当たり60円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える新技術への対応並びに製品開発強化に有効投資するとともに、財務体質の強化を図り、安定的な経営基盤の確立に努めてまいり所存であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,835,866	流 動 負 債	661,086
現金及び預金	1,146,382	買掛金	93,131
売掛金及び契約資産	482,385	1年内返済予定の長期借入金	63,360
商品及び製品	11,899	リース債務	33,401
仕掛品	80,035	未払金	55,525
前払費用	96,141	未払費用	32,600
未収入金	11,951	未払法人税等	108,751
その他	7,070	未払消費税等	77,954
固 定 資 産	2,292,294	預り金	21,458
有 形 固 定 資 産	1,817,374	前受金及び契約負債	83,835
建物及び構築物	1,124,063	賞与引当金	87,000
車両運搬具	574	受注損失引当金	3,134
工具、器具及び備品	179,563	その他	933
土地	461,801	固 定 負 債	1,792,190
リース資産	51,365	リース債務	24,421
無 形 固 定 資 産	118,966	長期借入金	1,614,880
のれん	90,385	その他	152,888
ソフトウェア	28,244	負 債 合 計	2,453,276
その他	335	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	355,953	株 主 資 本	1,621,243
投資有価証券	116,204	資本金	302,000
関係会社株式	30,000	資本剰余金	106,146
長期前払費用	51,920	利益剰余金	1,441,558
繰延税金資産	74,563	自己株式	△228,460
保険積立金	50,000	その他の包括利益累計額	53,640
その他	33,265	その他有価証券評価差額金	53,640
資 産 合 計	4,128,161	純 資 産 合 計	1,674,884
		負 債 純 資 産 合 計	4,128,161

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,670,336
売 上 原 価		1,664,681
売 上 総 利 益		1,005,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		691,017
営 業 利 益		314,638
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,454	
そ の 他	7,542	10,996
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,675	
そ の 他	485	12,161
経 常 利 益		313,473
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22,252	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,931	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		329,794
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	82,369	
法 人 税 等 調 整 額	△11,818	70,551
当 期 純 利 益		259,242
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		259,242

連結株主資本等変動計算書

（ 2023年4月1日から
2024年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	302,000	106,146	1,200,681	△124,532	1,484,295
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△18,366		△18,366
親会社株主に帰属する 当期純利益			259,242		259,242
自己株式の取得				△103,927	△103,927
株主資本以外の項目の当連結会計年 度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	246,876	△103,927	136,948
当連結会計年度末残高	302,000	106,146	1,441,558	△228,460	1,621,243

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益累計額 合計	
当連結会計年度期首残高	40,985	40,985	1,525,280
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△18,366
親会社株主に帰属する 当期純利益			259,242
自己株式の取得			△103,927
株主資本以外の項目の当連結会計年 度変動額（純額）	12,655	12,655	12,655
当連結会計年度変動額合計	12,655	12,655	149,603
当連結会計年度末残高	53,640	53,640	1,674,884

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称 株式会社サンブランソフト

非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

- (1) 非連結子会社の数 1社
- (2) 非連結子会社の名称 株式会社Xアーキテック

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の数及び持分法を適用していない非連結子会社の名称

- (1) 持分法を適用していない非連結子会社の数 1社
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称 株式会社Xアーキテック

(持分法適用の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社サンブランソフトの決算日は2月29日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	50年
建物附属設備	8～18年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（市場販売目的）については、3年以内の見込販売可能期間（完成年度を含む3年間）で均等償却

なお、ソフトウェア（自社利用目的）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- ③ リース資産

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

- ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアについては、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、コストに基づくインプット法によっております。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務について履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることのできないものについては、原価回収基準で収益を認識しております。また、契約期間がごく短いものや金額的重要性が乏しいものについては検収基準で収益を認識しております。

- ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- ③ 不動産事業に係る収益の計上基準

当社が所有する不動産の賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。また、不動産事業のうち、テナントから受け取る水道光熱費収入については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

(5) 退職給付制度

- ① 当社は確定拠出型の退職金制度を採用しており、従業員退職金の100%について、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、2024年3月31日現在の積立金合計額は118,917千円であります。

- ② 連結子会社の株式会社サンプランソフトは確定拠出型の退職金制度を採用しており、従業員退職金の100%について、中小企業退職金共済制度に加入しております。

なお、2024年2月29日現在の積立金合計額は6,689千円であります。

- (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 進捗率を原価比例法で見積もる収益認識

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
進捗率を原価比例法で見積もる収益認識	239,082

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

受注制作のソフトウェアに係る売上高は、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法にて算出しております。一定の期間にわたる履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、コストに基づくインプット法によっております。

- (2) 原価回収基準による収益認識

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
原価回収基準による収益認識	10,085

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

受注制作のソフトウェアに係る売上高のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

- (3) 仕掛品の評価及び受注損失引当金

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
仕掛品評価損	2,495
受注損失引当金	3,134

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

仕掛品の評価損及び受注損失引当金の算定に当たり、受注契約ごとの受注金額と見積総原価の比較を行っております。受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約に係る損失見込額を計上しておりますが、損失見込額を超過した場合は追加引当が必要となる可能性があります。

(4) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
のれん	90,385

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの評価にあたっては、取得時の事業計画の達成可能性を総合的に勘案し、のれん減損兆候の把握を行っております。のれんの減損兆候を把握した場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額を事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保対応債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	1,104,474千円
土地	461,491千円
計	1,565,965千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	63,360千円
長期借入金	1,614,880千円
計	1,678,240千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

605,455千円

(3) 国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額は、建物134,453千円であり取得価額より減額しております。

(4) 仕掛品及び受注損失引当金

損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品は2,495千円であり、これに対応する受注損失引当金と相殺して表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	350千株	一千株	一千株	350千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	43千株	27千株	一千株	71千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得27千株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年5月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 18,366千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・配当金の総額 16,692千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月7日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に対する取組方針

資産運用は、長期的、大局の見地に立って運用を行い、安全性、流動性、収益性を考慮して行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を目的としておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長2年11カ月であります。

長期借入金は、主に、新社屋建設に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後26年6カ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）1.を参照ください）。また現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①投資有価証券	111,300	111,300	—
資産計	111,300	111,300	—
②リース債務 (1年内返済予定含む)	57,823	57,340	△482
③長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,678,240	1,616,445	△61,794
負債計	1,736,063	1,673,785	△62,277

(注)1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,904
関係会社株式	30,000

これらについては、「①投資有価証券」には含めておりません。

2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	63,360	63,360	63,360	63,360	63,360	1,361,440
リース債務	33,401	15,505	8,915	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを用いて算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	111,300	-	-	111,300
資産計	111,300	-	-	111,300

② 時価で連結貸借対照表に計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務 （1年内返済予定含む）	-	57,340	-	57,340
長期借入金 （1年内返済予定含む）	-	1,616,445	-	1,616,445
負債計	-	1,673,785	-	1,673,785

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

リース債務及び長期借入金（1年内返済予定含む）

これらは、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。これらは、観察可能なインプットに国債利回りを用いて算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県において、本社ビル（土地を含む）を有しております。その一部を賃貸用としているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,565,965	1,909,000

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から固定資産圧縮額及び減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）に時点修正を加えた金額であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	システム開発	(注)	
①システム開発	1,946,336	—	1,946,336
②商品	675,330	—	675,330
③その他	—	1,439	1,439
顧客との契約から生じる収益	2,621,666	1,439	2,623,106
その他の収益	12,895	34,335	47,230
外部顧客への売上高	2,634,561	35,775	2,670,336

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① システム開発

システム開発においては、当社グループ独自のパッケージ・ソフトウェアの販売、ASPサービス及び、これらに関連した受託開発業務及び保守業務等をいい、期間がごく短い案件等を除き履行義務が充足された一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 商品

商品においては、コンピュータ機器の販売、保守業務及びクラウドサービス業務等をいい、コンピュータ機器販売等については履行義務が充足された一時点で収益を認識し、保守業務及びクラウドサービス業務等では一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ その他

その他においては、不動産賃貸等の事業のうち、テナントから受け取る水道光熱費収入をいい、履行義務が充足された一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	143,599千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	321,660千円
契約資産（期首残高）	156,574千円
契約資産（期末残高）	160,725千円
契約負債（期首残高）	51,721千円
契約負債（期末残高）	80,628千円

契約資産は、主に、顧客のシステム開発について、期末時点で進捗度に基づき認識した収益に係る未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該システム開発に関する対価は、取引先に検収後、直ちに請求し、一定期間後に受領しております。

契約負債は、主に、顧客のシステム開発において、代金を分割して受領した前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、51,721千円であります。

また、契約資産の増減は、主として進捗度に応じて認識した収益の計上（契約資産の増加）と、売上債権への振替又は契約負債との相殺（契約資産の減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と収益の認識（契約負債の減少）により生じたものであります。なお、当連結会計年度において、契約負債が28,907千円増加した主な理由は、株式会社サンبرانソフトを連結子会社化したことによるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,020円22銭
(2) 1株当たり当期純利益	898円35銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第50期定時株主総会に株式併合について付議することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、上記手続の過程において当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。すなわち、当社株式は、上記手続の過程において株式会社名古屋証券取引所における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年6月21日から2024年7月18日まで整理銘柄に指定された後、2024年7月19日をもって上場廃止となる予定です。

(1) 株式併合の目的

当社は、当社の株主を、当社の代表取締役社長である梅田源氏の資産管理会社であり、同氏がその発行済株式の全てを所有している、当社の筆頭株主であり主要株主である株式会社梅田事務所及び梅田源氏の父であり当社の第三位株主である梅田渉氏（以下、梅田事務所及び梅田渉氏を総称して「本残存株主」といいます。）のみとし、当社株式を非公開化するための手続として株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の比率

当社株式14,120株を1株に併合

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2024年3月31日現在）	278,210株
株式併合により減少する株式数	278,191株
株式併合後の発行済株式総数	19株

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合により、本残存株主以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定であります。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、当社株式が2024年7月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えらえることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を端数が生じた株主の皆様へ交付する予定です。この場合の買取価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、基準株式数に本端数処理交付見込額である5,830円を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定する予定であります。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

76株

(5) 株式併合の日程

取締役会決議日	2024年5月13日
株主総会決議日	2024年6月21日
株式併合の効力発生日	2024年7月23日

(自己株式の消却)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第178条の規定に基づき、当社が所有する自己株式を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、2024年6月21日開催予定の第50期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件としております。

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の数

71,790株

(消却前の発行済株式総数に対する割合20.51% (小数点以下第三位を四捨五入))

(3) 消却予定日

2024年7月22日

(4) 消却後の当社の発行済株式総数

278,210株

(資金の借入)

当社は、運転資金を目的に金融機関から借入を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 借入先 | 株式会社名古屋銀行 |
| (2) 借入金額 | 300,000千円 |
| (3) 借入利率 | 基準金利に年率0.60000%を加算した利率 |
| (4) 借入実行日 | 2024年4月9日 |
| (5) 担保の有無 | 無担保・無保証 |

10. その他の注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社サンブランソフト

事業の内容：ソフトウェア開発

② 企業結合を行った主な理由

当社は、自社開発の業務パッケージソフトウェアである「CHA I N S Z」及び「G R O W B S III」を中核に据えた各種 I Tサービスの提供を主な事業内容としております。

この度、当社グループに参画する株式会社サンブランソフト（以下「サンブランソフト」という）も、当社と同様に、自社開発の業務パッケージソフトウェア（輸出入在庫販売管理システム）の開発・カスタマイズ・販売・保守・メンテナンスを手がけています。当社のソフトウェア開発事業を伸長させてきた経験とノウハウを活かすことで、更なる業容拡大ができると考え、サンブランソフトの全株式取得を行い、子会社化することといたしました。

当社グループは、サンブランソフトの参画により、新たな顧客層を獲得することができ、また既存顧客へのサービス提供の幅を広げることもできます。より価値のある I Tサービスを提供する体制を整えることにより、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

③ 企業結合日

2023年7月3日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式の取得により、サンブランソフトの議決権を100%取得したことによるものであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年7月3日から2024年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	350,000千円
取得原価		350,000

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンスに係る費用等 14,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

101,232千円

なお、のれん金額は当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

② 発生原因

主な原因として、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力を考慮して株式取得価額を決定したことによるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,405,444	流 動 負 債	542,600
現金及び預金	795,824	買掛金	92,582
売掛金及び契約資産	428,828	<small>1年内返済予定の長期借入金</small>	63,360
商品及び製品	11,899	リース債務	33,401
仕掛品	62,449	未払金	52,301
前払費用	88,000	未払費用	30,625
未収入金	11,341	未払法人税等	63,831
その他	7,100	前受金及び契約負債	47,042
固 定 資 産	2,498,347	未払消費税等	61,904
有 形 固 定 資 産	1,813,718	預り金	19,416
建物及び構築物	1,122,370	賞与引当金	75,000
工具、器具及び備品	178,491	受注損失引当金	3,134
土地	461,491	固 定 負 債	1,671,256
リース資産	51,365	長期借入金	1,614,880
無 形 固 定 資 産	28,390	リース債務	24,421
ソフトウェア	28,244	その他	31,954
その他	145	負 債 合 計	2,213,856
投 資 其 他 の 資 産	656,237	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	116,204	株 主 資 本	1,636,295
関係会社株式	394,000	資本金	302,000
保険積立金	50,000	資本剰余金	106,146
長期前払費用	45,420	資本準備金	106,146
繰延税金資産	19,390	利益剰余金	1,456,609
その他	31,222	利益準備金	15,729
資 産 合 計	3,903,792	その他利益剰余金	1,440,880
		別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	1,240,880
		自 己 株 式	△228,460
		評価・換算差額等	53,640
		その他有価証券評価差額金	53,640
		純 資 産 合 計	1,689,935
		負 債 純 資 産 合 計	3,903,792

損 益 計 算 書

（ 2023年4月1日から
2024年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,505,656
売 上 原 価		1,586,568
売 上 総 利 益		919,087
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		602,530
営 業 利 益		316,557
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,454	
経 営 指 導 料	1,800	
業 務 受 託 料	5,140	
助 成 金 収 入	4,881	
そ の 他	3,799	19,074
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,675	
支 払 手 数 料	485	12,161
経 常 利 益		323,471
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22,252	22,252
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,931	5,931
税 引 前 当 期 純 利 益		339,791
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	70,779	
法 人 税 等 調 整 額	△5,281	65,498
当 期 純 利 益		274,293

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金		利益剰余金合計	
2023年4月1日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	984,952	1,200,681	△124,532	1,484,295
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△18,366	△18,366		△18,366
当期純利益						274,293	274,293		274,293
自己株式の取得								△103,927	△103,927
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	255,927	255,927	△103,927	151,999
2024年3月31日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	1,240,880	1,456,609	△228,460	1,636,295

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日残高	40,985	40,985	1,525,280
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△18,366
当期純利益			274,293
自己株式の取得			△103,927
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	12,655	12,655	12,655
事業年度中の変動額合計	12,655	12,655	164,655
2024年3月31日残高	53,640	53,640	1,689,935

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	50年
建物附属設備	8～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（市場販売目的）については、3年以内の見込販売可能期間（完成年度を含む3年間）で均等償却

なお、ソフトウェア（自社利用目的）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアについては、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積もりの方法は、コストに基づくインプット法によっております。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務について履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることのできないものについては、原価回収基準で収益を認識しております。また、契約期間がごく短いものや金額的重要性が乏しいものについては検収基準で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ 不動産事業に係る収益の計上基準

当社が所有する不動産の賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。また、不動産事業のうち、テナントから受け取る水道光熱費収入については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

(5) 退職給付制度

当社は確定拠出型の退職金制度を採用しており、従業員退職金の100%について、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、2024年3月31日現在の積立金合計額は118,917千円であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 進捗率を原価比例法で見積もる収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
進捗率を原価比例法で見積もる収益認識	239,082

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

受注制作のソフトウェアに係る売上高は、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法にて算出しております。一定の期間にわたる履行義務の充足に係る進捗度の見積もりの方法は、コストに基づくインプット法によっております。

(2) 原価回収基準による収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
原価回収基準による収益認識	10,085

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

受注制作のソフトウェアに係る売上高のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

(3) 仕掛品の評価及び受注損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
仕掛品評価損	2,495
受注損失引当金	3,134

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

仕掛品の評価損及び受注損失引当金の算定に当たり、受注契約ごとの受注金額と見積総原価の比較を行っております。受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約に係る損失見込額を計上しておりますが、損失見込額を超過した場合は追加引当が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保対応債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	1,104,474千円
土地	461,491千円
計	1,565,965千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	63,360千円
長期借入金	1,614,880千円
計	1,678,240千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

523,222千円

(3) 国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額は、建物134,453千円であり取得価額より減額しております。

(4) 仕掛品及び受注損失引当金

損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品は2,495千円であり、これに対応する受注損失引当金と相殺して表示しております。

(4) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	1,323千円
短期金銭債務	909千円
長期金銭債務	4,640千円

4. 損益計算書に関する注記

関連会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,831千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 8,138千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	43千株	27千株	一千株	71千株

(注)当社は、2023年8月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式27,900株の取得を行いました。この結果、当事業年度において自己株式が103,927千円増加し、当事業年度末において自己株式が228,460千円となっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	22,950千円
未払事業税	4,787千円
未払法定福利費	3,723千円
ソフトウェア	8,336千円
減損損失	480千円
投資有価証券評価損	4,395千円
受注損失引当金	1,722千円
その他	2,012千円
繰延税金資産小計	48,408千円
評価性引当額	△5,366千円
繰延税金資産合計	43,042千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	23,651千円
繰延税金負債合計	23,651千円
繰延税金資産の純額	19,390千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	職業又は事業 の内容	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	期末 残高 (千円)
役員	梅田 源	名古屋市 中区	—	一般財団法人 テスク財団 代表理事	—	当社代表 取締役社長	寄付金	20,000	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般財団法人テスク財団への寄付金拠出額は、取締役会の承認に基づき決定しております。

(2) 関連会社等

種類	氏名	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 サンプラン ソフト	10,000	システム 開発	直接 100%	経営管理業務 の受託	業務 受託料	4,500	825

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① システム開発

システム開発においては、当社独自の流通業向けパッケージ・ソフトウェアの開発・販売、ASPサービスや、これらに関連した受託開発業務及び保守業務等をいい、期間がごく短い案件等を除き、履行義務が充足された一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 商品

商品においては、コンピュータ機器の販売、保守業務及びクラウドサービス業務等をいい、コンピュータ機器販売等については、履行義務が充足された一時点で収益を認識し、保守業務及びクラウドサービス業務等では、一定の期間にわたり、収益を認識しております。

③ その他

その他においては、不動産賃貸等の事業のうち、テナントから受け取る水道光熱費収入をいい、履行義務が充足された一定の期間にわたり、収益を認識しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,074円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	950円50銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社テスク
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 田 賢 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本 田 一 暁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テスクの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テスク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年5月13日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の定時株主総会にて株式併合を付議することを決議した。株式併合及び所定の手続が予定通り行われた場合、会社の発行する株式は株式会社名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社テスク
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 田 賢 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本 田 一 暁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テスクの2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年5月13日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の定時株主総会にて株式併合を付議することを決議した。株式併合及び所定の手続が予定通り行われた場合、会社の発行する株式は株式会社名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び

阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる事項及びその他の注記)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株 式 会 社 テ ス ク 監 査 等 委 員 会

監 査 等 委 員 横 山 真 次 ⑩

監 査 等 委 員 神 谷 亨 ⑩

監 査 等 委 員 後 藤 雅 彦 ⑩

(注) 監査等委員横山真次、神谷亨、及び後藤雅彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

本議案は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を非公開化するための手続として、2024年7月23日を効力発生日として、当社株式14,120株を1株に併合する株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株式併合の目的及び理由

(1) 株式併合の概要

今般、当社は、当社の株主を、当社の代表取締役社長である梅田源氏の資産管理会社であり、同氏がその発行済株式の全てを所有している、当社の筆頭株主であり主要株主である株式会社梅田事務所（所有株式数：70,600株、所有割合（注1）：25.38%。以下「梅田事務所」といいます。）、及び梅田源氏の父であり当社の第三位株主である梅田渉氏（所有株式数：27,400株、所有割合：9.85%）（以下、梅田事務所及び梅田渉氏を総称して「本残存株主」といいます。）のみとし（注2）、当社株式を非公開化するための手続として本株式併合を実施する予定です。

（注1）「所有割合」とは、当社が2024年5月13日に公表した「2024年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数（350,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（71,790株）を控除した株式数（278,210株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

（注2）当社の第二位株主であるテスク従業員持株会（以下「本従業員持株会」といいます。）につきましては、(i) 本株式併合の手続の過程で当社株式は上場廃止となり、流通性に乏しい非上場株式となること、また、(ii) 下記「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本株式併合後の経営方針」の「① 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社株式の非公開化の目的には、中長期的な企業価値の向上に向けた施策を推進することによる短期的なキャッシュ・フローの悪化等に起因した当社株式の株価の下落といった株主の皆様のリスクを回避するという点も含まれていること等を踏まえると、当社としては、本従業員持株会の各会員の皆様に株式持分の合理的な換価の機会を与えるため、本株式併合の効力発生日までに本従業員持株会を解散して清算手続を完了していただくことが各会員の皆様の利益に最も資するものと考えており、本株式併合の効力発生日までに本従業員持株会と協議を行う予定です。なお、本従業員

持株会が解散して清算手続を完了した場合には、本従業員持株会が所有する当社株式が持分に応じて各会員に分配等される見込みであります。各会員への当社株式の分配後においては、梅田渉氏が当社の第二位株主に繰り上がることが見込まれております。

本株式併合により、本残存株主以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を端数が生じた株主の皆様へに交付する予定です。この場合の買取価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年7月22日の最終の当社の株主名簿において本残存株主以外の株主の皆様が所有する当社株式の数（以下「基準株式数」といいます。）に5,830円を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定する予定です。詳細につきましては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(1) 端数処理の方法に関する事項」をご参照ください。

なお、本残存株主は、いずれも本総会において本株式併合に係る議案に賛同する予定であるとのことです。

(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本株式併合後の経営方針

① 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、1974年4月10日に愛知県名古屋市に設立され、小売店向け営業管理システムを開発し、中小スーパーマーケットを中心にオフラインによる受託計算業務を開始いたしました。その後当社は、1979年8月にオンライン受発注システムの受託計算業務を開始しましたが、1983年4月に、チェーンストア向けの部門別管理システム「ADAMS」の開発・販売を開始したことを契機として、受託計算業務を中心とした従来のビジネスモデルから、システム開発・販売を中心としたビジネスモデルへの移行を図っていき、現在においては、主に国内の流通業（小売業・卸売業）を対象として、自社開発のパッケージ・ソフトウェア（注1）を中核ソリューションとするソフトウェア開発とコンピュータ機器の販売、並びにシステム導入後のソフトウェア保守とコンピュータ機器保守業務を主たる事業としております。

（注1）「パッケージ・ソフトウェア」とは、汎用的に利用可能なソフトウェアのことをいいます。

なお、当社株式は、2002年3月に株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部に上場した後、2022年4月に行われた名古屋証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は、名古屋証券取引所メイン市場に上場しております。

現在、当社は、当社及び子会社2社（株式会社Xアーキテックス及び株式会社サンプランソフト）（以下、総称して「当社グループ」といいます。）から構成されており、「流通システム・プランナーとして流通業の繁栄に貢献し、仕事を通して社員の自己実現を図ること」を基本理念とし、以下の基本方針を掲げその実現に努力しております。

- ・社会に存在価値のあるソリューション・カンパニーを目指す。
- ・会社を自己実現と豊かな個人生活の基盤と考え、やりがいのある企業とする。

また、当社は、競争激化の中、企業価値の向上を図るため、流通業に特化した総合ITベンダーを目指し、主に以下の課題に取り組んでおります。

- ・プロジェクト管理を強化し、品質の向上と原価の低減を図る。
- ・お客様の期待に応えられる人材の確保と積極的な学習・教育を継続する。

当社グループを取り巻く事業環境としましては、当社グループの主要顧客が属する流通業界は、円安による原材料高、光熱費の高騰、キャッシュレス手数料の増加、賃金上昇などのコストアップの要因が多い市場環境にあると考えられるところ、消費者への価格転嫁が遅れているため、厳しい事業環境に置かれているものと考えております。さらに、少子高齢化による人手不足は当社グループの主要顧客が属する流通業界全体の深刻な問題となっており、その解消手段の一つであるデジタル分野への投資（以下「デジタル投資」（注2）といいます。）に対する需要は、年々高くなっていると認識しております（注3）。

（注2）「デジタル投資」とは、情報技術を活用し、自社業務の効率や正確性を向上させるための投資のことをいいます。

（注3）ソフトウェア分野に関する投資額が2015年には8.3兆円であったところ、2021年には9.1兆円に増加しております（出典：総務省（2023）「令和4年度 ICTの経済分析に関する調査」）。

一方、当社グループが属する情報サービス業界は、わが国の政府によるDX（注4）推進の後押しを受けて、競争力の向上を目的としたDXに対する投資意欲が高い状況で推移していると認識しておりますが、技術力・マネジメント力のあるエンジニア人材の不足はより深刻化しており、人材の確保と育成が重要な課題となっていると考えております。

（注4）「DX」とは、デジタルトランスフォーメーションのことをいい

ます。

このような当社グループの置かれた先行き不透明な事業環境を踏まえ、当社は、2023年10月下旬、顧客からのデジタル投資に対する需要に適時に対応できる体制を構築・維持し、当社グループが今後も継続的・安定的な成長を続けるためには、現在当社が進めている製品開発投資、新しいテクノロジーの採用、人材育成・確保等の施策の確度とスピードをより高めることが急務であると考えており、具体的には以下の施策を実施することが必要であると考えてに至りました。

(i) 競争力を維持・向上させるための製品開発投資の拡大

当社グループとしての安定的な収益基盤の確保という観点からは、当社のオリジナルパッケージ・ソフトウェア及びクラウドサービスの新規開発及び機能強化を一層推進し、高付加価値のある競争力の高い製品のラインナップを充実化させていくことが急務であると考えております。

(ii) 新しいテクノロジーの採用

ユーザーに従来以上に大きなメリットをもたらす革新的なサービスを提供するため、また、今後も変化していく市場ニーズに機敏に対応していくために、当社オリジナルパッケージ・ソフトウェア及びクラウドサービスに利用するテクノロジーの更新が必要であると考えております。

(iii) 利用料モデルの拡大

これまででも利用料モデル（注5）を推進し、定常収入比率は毎年増加傾向にあります。保守サポートをより一層充実させて顧客満足度を高めるため、また、経営に安定化をもたらすために、従来以上に定常収入が見込まれる事業領域での受注拡大を速やかに実現していくことが必要であると考えております。

（注5）「利用料モデル」とは、商品やサービスの利用期間に応じて毎月、毎年といった一定の単位で利用料を受領するビジネスモデルのことをいいます。

(iv) 専門性の高い人材の育成及び確保並びに業務効率化の実現

流通業のお客様の経営課題・業務課題を正しく理解した的確な提案をすることができる専門性の高い人材を育成・確保するため、テクニカルスキル、ビジネススキル、及びプロジェクトマネジメントスキルの向上に資する社員教育のほか、新規の人材採用に対し、従来以上に

経営資源の投入を行っていく必要があると考えております。

これらの施策を推進していくにあたっては、ソフトウェアやクラウドサービス等の製品開発のほか、広告・宣伝、社内システム等に対して経営資源をこれまで以上に投下していく必要があり、多額の先行投資が必要となると考えられることから、一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性が否定できず、短期的には当社の業績や財務状況に影響を与えるリスクがあると考えております。そのため、当社が上場を維持したまま上記の各施策を実施した場合には、資本市場から十分な理解や評価を得ることができず、当社株式の価値を棄損する可能性があると考えております。

以上に加え、当社は、2002年3月に当社株式を上場させて以来、優れた人材の確保、知名度及び社会的な信用力の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきたと認識しておりますが、当社は金融機関との間で良好な関係を築いており、今後の金利動向を勘案しても間接金融を通じて必要に応じた資金調達を低金利で行うことが可能と想定され、既存株主の持株比率の低下につながるエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないと考えられること、長年にわたる取引先との関係を通じて当社のブランド力や当社の信用力は既に確保できていると考えられること、人材の採用の面から見ても当社株式の非公開化による不利益は特段見込まれないと思われること等を踏まえると、当社株式が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況にあると考えております。さらに、名古屋証券取引所メイン市場における当社株式の取引状況に鑑みれば、2023年の名古屋証券取引所メイン市場における1カ月当たりの取引日数は平均5.6日であり、かつ、1カ月当たりの平均売買高は約12単位に留まっており、当社株式の市場での流動性は決して高い状況にあるとはいえず、株主の皆様が当社株式を市場で円滑に売買することができる状況にあるとはいえないと認識しております。

このような事情も踏まえ、当社は、当社株式の非公開化を目的とした取引を通じて当社の株主の皆様が当社株式の合理的な売却の機会を付与することが、当社の株主の皆様が利益に鑑みて合理的な選択肢であると考えているに至りました。

以上の諸事情を考慮した結果、当社は2023年11月下旬、短期的なキャッシュ・フローの悪化等による当社株式の株価の下落により当社の株主の皆様が当社株式の売却機会を失うリスクを回避しつつ、中長期的な視点で上記の各施策を迅速かつ果敢に取り組むための経営体制を構築できるという点で、当社株式を非公開化することが最も有効な手段であるという結論に

至り、当社株式の非公開化について具体的な検討を開始いたしました。そして、当社株式の非公開化の具体的な方法としては、(i) 上記の各施策を効率的かつ実効的に推進していくためには、当社グループの事業内容及び事業環境を熟知している当社の代表取締役社長である梅田源氏が、その発行済株式の全部を所有する梅田事務所を通じて、当社の経営と支配の双方を担うことが合理的であると考えられること（なお、本残存株主である梅田渉氏は、梅田源氏の父であり、また、梅田源氏が当社の代表取締役社長に就任する以前に当社の代表取締役社長を務めていた立場として、当社株式の非公開化後においても、当社が柔軟かつ機動的な経営判断を行うことを支援する意思を表明しております。）、(ii) 本総会に係る議決権の基準日である2024年3月31日現在において、梅田事務所及び梅田渉氏の所有する当社株式数の合計は98,000株（所有割合：35.23%）であるところ、これに本従業員持株会の所有株式数（52,614株、所有割合：18.91%）及び当社の各従業員の所有株式数（合計41,029株、所有割合：14.75%）を加算すると、その株式数は合計191,643株（所有割合：68.88%）となり、当社の従業員株主の賛同を得られた場合には議決権ベースで3分の2を上回ること（なお、本株式併合に係る議案について、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が得られないなど、会社法に定める特別決議の要件を満たさなかった場合は、本株式併合は実施されないこととなります。もっとも、当社としましては、上記のとおり、当社株式の市場での流動性は決して高い状況にあるとはいえず、株主の皆様が当社株式を市場で円滑に売買することができる状況にあるとはいえない中、本株式併合は、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の換価の機会を提供するものであると判断しております。加えて当社は、各従業員株主の皆様に対しては、直接、当社株式の非公開化の意義について丁寧に説明していき、その賛同が得られるよう最大限努めてまいり所存です。）、その上で、(iii) 当社株式の非公開化については、中長期的な企業価値の向上の観点からも、当社の従業員からの理解を得た上で進めていくことが適切であると考えられること等を総合的に考慮した結果、本株式併合を通じて当社株式の非公開化を実現することが合理的な方法であると考えに至りました。

その上で、本残存株主のうち、梅田事務所は当社代表取締役社長の梅田源氏が議決権の全てを所有する会社であること、また、梅田渉氏は梅田源氏の父であることから、当社の大株主ひいては当社の取締役と、当社の一般株主の皆様の間には構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、当社株式の非公開化に係る手続の公正性の担保、当社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、2024年3月11日、当社及び本残存株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング（以下「AGS

コンサルティング」といいます。)を、当社及び本残存株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、当社及び本残存株主から独立した、外部の有識者を含む委員(当社の社外取締役(監査等委員)兼独立役員である横山真次氏、神谷亨氏及び後藤雅彦氏、並びにM&A業務に従事する専門家として本株式併合の検討を行う専門性・適格性を有すると考えられる外部の有識者の鷹箸有宏氏(株式会社J-TAPアドバイザー取締役)の4名)によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、当社株式の非公開化を検討するための体制を整備いたしました。

上記の体制のもと、当社は、当社株式の非公開化の目的、非公開化が当社に与える影響、非公開化の完了後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえつつ、本特別委員会との間で継続的な協議を行い、本特別委員会からの意見、指示、要請等を最大限考慮しながら、2024年5月中旬まで本株式併合の諸条件について慎重に検討を進めてまいりました。

具体的には、当社は、2024年4月4日及び同月15日に、本特別委員会に対して、当社株式の非公開化の検討過程、非公開化の後に想定している施策の内容、非公開化によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに非公開化の後に予定している当社の経営方針等について説明を行い、質疑応答を行いました。

さらに、当社は、2024年4月下旬より、本特別委員会との間で、本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額(以下「本端数処理交付見込額」といいます。)に関する協議を行いました。すなわち、当社は、2024年4月25日、本特別委員会に対して、本端数処理交付見込額を1株当たり5,500円とすることについての意見を求めました。当該提案価格は、提案日から遡って直近の取引日である2024年4月22日における当社株式の市場株価の終値(4,400円)に対して25.00%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。)が付された価格であること、また、AGSコンサルティングによる当社株式の初期的な価値評価のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づいて実施した当社株式の初期的な価値評価結果のレンジの範囲内であったことを考慮して提案したものととなります。これに対して、当社は、本特別委員会より、2024年4月25日、当社の少数株主の利益を保護し、当社としての説明責任を果たす観点からは、本端数処理交付見込額は、当社株式価値の試算結果に照らして合理的な水準にあり、かつ、合理的なプレミアムが付されたと評価できることが重要であり、本端数処理交付見込額として1株当たり6,000円の水準を目指して再検討されたい旨の意見を受けました。これを受けて、当社は、本端数処理交付見込額の増額について検討した結果、2024年4月30日、本特別委員会に対して、本端数処理交付見込額

を1株当たり5,800円とすることについての意見を求めました。なお、当該提案価格は、提案日から遡って直近の取引日である2024年4月22日における当社株式の市場株価の終値(4,400円)に対して31.82%のプレミアムが付された価格となります。これに対して、当社は、本特別委員会より、2024年4月30日、本株式併合においては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(1) 端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、本株式併合の結果生じる1株未満の端数を当社が買い取ることが想定されており、会社法上の分配可能額規制の適用を受けることを踏まえると、少数株主の利益を最大限保護する観点からは、分配可能額規制に抵触しない範囲で設定可能な上限に近い価格を本端数処理交付見込額とするべきであり、かかる観点から再度増額を検討されたい旨の意見を受けました。これを受けて、当社は、2024年7月下旬を株式併合の効力発生日と想定した上での当社の分配可能額の試算結果等を踏まえて慎重に検討した結果、2024年5月7日、本特別委員会に対して、本端数処理交付見込額を1株当たり5,830円とすることについての意見を求めました。なお、当該提案価格は、提案日から遡って直近の取引日である2024年4月30日における当社株式の市場株価の終値(4,405円)に対して32.35%のプレミアムが付された価格となります。これに対し、当社は、本特別委員会より、2024年5月7日、上記の価格は、AGSコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果等に照らしても一定の合理的な水準にあると考えられるが、当社の少数株主の利益の最大化を目指す観点から、再度増額を検討されたい旨の意見を受けました。これを受けて、当社は、再度慎重に検討を行いました。当社としては、前回の提案価格も合理的な水準にあると考えられることや、一定の財務健全性の維持の必要性等も総合的に考慮した結果、2024年5月10日、本特別委員会に対して、本端数処理交付見込額を1株当たり5,830円で維持したい旨を伝えました。これに対し、当社は、本特別委員会より、2024年5月10日、当該価格を採用することは当社の少数株主にとって不利益とはいえないと考えられる旨の意見を受けました。

かかる本特別委員会からの意見を踏まえ、当社は、2024年5月10日、本端数処理交付見込額を5,830円とする方針を採用することといたしました。

以上の経緯を経て、当社は、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから2024年5月10日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容及びリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から2024年5月13日付で提出された答申書(以下「本答申書」といいます。本答申書の概要については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第

3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 本株式会社併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)の内容を最大限に尊重しながら、本株式会社併合により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本端数処理交付見込額を含む本株式会社併合の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、本端数処理交付見込額(5,830円)及び本株式会社併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本株式会社併合は、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の換価の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 上記のとおり、短期的なキャッシュ・フローの悪化等による当社株式の株価の下落といった株主の皆様のリスクを回避しつつ、中長期的な視点での施策を迅速かつ果敢に取り組むための経営体制を構築できるという点で、当社株式を非公開化することが最も有効な手段であると考えられること。
- (b) 本端数処理交付見込額が、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「② 算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」に記載されたAGSコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であってその中央値を上回る価格であること。
- (c) 本端数処理交付見込額が、本株式会社併合の公表日の前営業日である2024年5月10日の名古屋証券取引所メイン市場における当社株式の終値4,600円に対して26.74%、2024年5月10日までの直近1カ月間の終値単純平均値4,481円に対して30.12%、直近3カ月間の終値単純平均値4,560円に対して27.84%、直近6カ月間の終値単純平均値4,421円に対して31.87%、直近12カ月間の終値単純平均値4,074円に対して43.11%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であること。
- (d) 本端数処理交付見込額が、当社における2024年3月31日現在の連結ベースにおける1株当たり純資産額(6,004円)の0.97倍であり、

当該1株当たり純資産額と比較しても遜色ない水準であること。

- (e) 下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置が採られていること等、当社の株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (f) 本特別委員会が、当社との協議を行った上で、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本端数処理交付見込額を含む本株式併合の条件は妥当なものであると考えられる旨の意見を示していること。

以上より、当社は、2024年5月13日開催の当社取締役会において、本株式併合に係る議案を本総会に付議することを決議いたしました。上記取締役会における決議の方法については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

② 本株式併合後の経営方針

本株式併合の実施後も、当社代表取締役社長である梅田源氏は、引き続き当社の代表取締役社長として、当社の経営にあたる予定です。なお、当社とその他の取締役との間では、本株式併合後の役員就任等については特段の合意を行っておらず、本株式併合後の当社の経営体制の詳細については、本株式併合の実施後、検討していく予定です。また、本株式併合後の当社の従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しております。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

- (1) 併合の割合
当社株式14,120株を1株に併合いたします。
- (2) 株式の併合がその効力を生ずる日
2024年7月23日

- (3) 効力発生日における発行可能株式総数
76株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式14,120株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を本残存株主のみとすることを目的として行われること、並びに以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 端数処理の方法に関する事項

- ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合により、本残存株主以外の株主の皆様のご所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、当社株式が2024年7月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えらえることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を端数が生じた株主の皆様へ交付する予定です。この場合の買取価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、基準株式数に本端数処理交付見込額である5,830円を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定する予定です。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社テスク

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の
支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、当社が保有する現預金により賄うことを予定しております。なお、当社は、2024年4月以降に金融機関から運転資金として4億円を借り入れ予定であり、当社株式の取得に要する資金の全額を自己資金により充当した場合でも、十分な運転資金を確保できるものと考えております。その他、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の買取代金の支払に支障を及ぼす事象は発生し

ておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の買取に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2024年8月中旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を当社が買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年9月上旬を目処に当社株式を買い取り、その後、当該買取に係る代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2024年11月中旬を目処に、当該代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から当社による買取に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の買取を行い、また、当該買取に係る代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

(2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

① 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へに交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(1) 端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、基準株式数に本端数処理交付見込額である5,830円を乗じた金額とする予定です。

当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本株式併合後の経営方針」の「① 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の理由から、本端数処理交付見込額(5,830円)及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本株式併合は、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の換価の機会を提供するものであると判断いたしました。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及び本残存株主との関係

当社は、本端数処理交付見込額を決定するに際して、本端数処理交付見込額の公正性を担保するため、当社及び本残存株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024年5月10日付で本株式価値算定書を取得いたしました。

AGSコンサルティングは、当社の関連当事者には該当せず、本株式併合に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式併合に係るAGSコンサルティングの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであります。また、本特別委員会は、2024年3月27日開催の第1回の会合において、AGSコンサルティングの独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

(ii) 算定の概要

AGSコンサルティングは、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が名古屋証券取引所メイン市場に上場していることから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行いました。なお、当社は、下記「(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、当社の少数株主の利益に配慮がなされていると考えていることから、AGSコンサルティングから本端数処理交付見込額の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

AGSコンサルティングによれば、上記の各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 4,074円から4,600円
DCF法 : 4,845円から6,086円

市場株価法では、本株式併合の実施に係る当社取締役会決議日の前営業日である2024年5月10日を算定基準日として、名古屋証券取引所メイン市場における当社株式の基準日終値4,600円、直近1カ月間の終値単純平均値4,481円及び出来高加重平均株価（以下「VWAP」といいます。）4,495円、直近3カ月間の終値単純平均値4,560円及びVWAP

4,557円、直近6カ月間の終値単純平均値4,421円及びVWA P4,423円、並びに直近12カ月間の終値単純平均値4,074円及びVWA P4,133円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,074円から4,600円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2025年3月期から2028年3月期までの4期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2025年3月期第1四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,845円から6,086円までと算定しております。割引率は加重平均資本コストとし、9.31%～9.81%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率を0.25%～0.75%としております。

AGSコンサルティングがDCF法の算定の前提とした当社作成の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期及び2026年3月期は大型の研究開発投資の実施と研究開発・販売力強化に伴う営業費用の増加により、それぞれ営業利益が97百万円（前年比マイナス69.1%）、50百万円（前年比マイナス48.5%）となる一方で、2027年3月期及び2028年3月期は研究開発投資が減少していく中、投資効果により売上高の増加を想定し、それぞれ134百万円（前年比プラス168.3%）、413百万円（前年比プラス207.0%）となることを見込んでおります。

なお、本株式併合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、上場維持コストの削減効果を除き、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたAGSコンサルティングによる算定にも盛り込まれておりません。なお、当該財務予測については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について当社との間で質疑応答を行い、当社の少数株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

(単位：百万円)

	2025年 3月期	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期
売上高	2,829	2,994	3,181	3,367
営業利益	97	50	134	413
E B I T D A	343	296	389	661
フリー・キャッ シュ・フロー	19	△158	△51	289

AGSコンサルティングは、当社の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また、当社の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、当社の経営陣がその内容を精査した上でAGSコンサルティングによる価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングの算定は、2024年5月10日までの上記情報を反映したものです。

(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本残存株主のうち、梅田事務所は当社代表取締役社長の梅田源氏が議決権の全てを所有する会社であること、また、梅田渉氏は梅田源氏の父であることから、当社の大株主ひいては当社の取締役と、当社の一般株主の皆様の間には構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、当社は、本株式併合の公正性の担保、本株式併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下の措置を実施いたしました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本端数処理交付見込額を決定するに際して、本端数処理交付見込額の公正性を担保するため、当社及び本残存株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024年5月10日付で本株式価値算定書を取得いたしました。

当社及びAGSコンサルティングとの関係並びに算定の概要については、上記「(2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金額の額及び当該額の相当性に関する事項」の「② 算定に関する事項」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式併合に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び本残存株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任し、本株式併合に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本株式併合に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

シティニューワ法律事務所は、当社の関連当事者には該当せず、本株式併合に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式併合に係るシティニューワ法律事務所の報酬は固定報酬であります。また、本特別委員会は、2024年3月27日開催の第1回の会合において、シティニューワ法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

③ 独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、当社の取締役会にて、本株式併合を審議及び決議するに先立って、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2024年3月11日付の当社取締役会決議により、当社及び本残存株主から独立した、外部の有識者を含む委員（当社の社外取締役（監査等委員）兼独立役員である横山真次氏、神谷亨氏及び後藤雅彦氏、並びにM&A業務に従事する専門家として本株式併合の検討を行う専門性・適格性を有すると考えられる外部の有識者の鷹箸有宏氏（株式会社J-TAPアドバイザー取締役）の4名）によって構成される本特別委員会を設置しました。当社は、当初から上記4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、当社の社外取締役（監査等委員）兼独立役員である横山真次氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみとなります。

その上で、当社は、本特別委員会に対し、（i）本株式併合の目的の正当性・合理性（本株式併合による当社の企業価値の向上を含む。）、（ii）本株式併合の条件の妥当性、（iii）本株式併合に係る意思決定に至る手続の公正性、（iv）本株式併合の実施を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、（i）から（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、本株式併合の実施を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でない

と判断した場合には本株式併合を実施しないこととするともに、本特別委員会に対して、(a) 当社との間で本株式併合の条件に関する協議を行う権限、(b) 必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとしております。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、さらに、(c) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しております。上記(b)の権限付与を受けて、本特別委員会は、2024年3月27日に開催された第1回の会合において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2024年3月27日から同年5月10日までに、会合を合計8回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、当社株式の非公開化の背景・目的、非公開化の後に想定している施策の内容、非公開化によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、非公開化の後に予定している当社の経営方針、本株式併合の条件の検討の際に基礎とされる当社の事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。

そして、本特別委員会は、当社との間で本端数処理交付見込額に関する協議を行い、本株式併合の決定に至る過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上の経緯のもと、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2024年5月13日付で、当社取締役会に対し、委員全員的一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a) 答申内容

- (i) 本株式併合は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。
- (ii) 本端数処理交付見込額を含む本株式併合の条件は妥当なものであると考えられる。
- (iii) 本株式併合に係る意思決定に至る手続には公正性が確保されている。

ると考えられる。

- (iv) 本株式併合の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(b) 答申理由

- (i) 本株式併合の目的の正当性・合理性（本株式併合による当社の企業価値の向上を含む。）

以下の点を総合的に考慮すると、本株式併合は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

- ・ 当社の認識としては、当社グループを取り巻く事業環境については、主要顧客が属する流通業界は、円安による原材料高、光熱費の高騰、キャッシュレス手数料の増加、賃金上昇などのコストアップの要因が多い市場環境にあるところ、消費者への価格転嫁が遅れているため、厳しい事業環境に置かれていることに加え、少子高齢化による人手不足は当社グループの主要顧客が属する流通業界全体の深刻な問題となっており、その解消手段の一つであるデジタル分野への投資に対する需要が年々高くなっている一方で、当社グループが属する情報サービス業界においては、わが国の政府によるDX推進の後押しを受けて、競争力の向上を目的としたDXに対する投資意欲が高い状況で推移しているものの、技術力・マネジメント力のあるエンジニア人材の不足はより深刻化しており、人材の確保と育成が重要な課題となっているとのことである。そして、このような当社グループの置かれた先行き不透明な事業環境を踏まえ、顧客からのデジタル投資に対する需要に適時に対応できる体制を構築・維持し、当社グループが今後も継続的・安定的な成長を続けるためには、現在当社が進めている製品開発投資、新しいテクノロジーの採用、人材育成・確保等の施策の確度とスピードをより高めることが急務であると考えているとのことである。以上の事業環境及び経営課題に係る説明内容について、当社に対するインタビューやその他の一般的な公開情報を踏まえると、特段不合理な点は認められない。
- ・ 当社によれば、本株式併合後、①競争力を維持・向上させるための製品開発投資の拡大、②新しいテクノロジーの採用、③利用料モデルの拡大、④専門性の高い人材の育成及び確保並びに業務効率化の実現といった各施策の実施を想定しているとのことである。上記の各施策について、当社に対するインタビューやその他の一般的な公開情報を踏まえて検討した結果、その説明内容に特段不合理な点は認められず、これらの施策が上記の経営課題の解

決に資するとの経営判断を否定すべき理由は特に見当たらない。

- 当社によれば、上記の各施策を推進していくにあたっては、多額の先行投資が必要となると考えられることから、一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性が否定できず、短期的には当社の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがあるため、当社が上場を維持したまま上記の各施策を実施した場合には、資本市場から十分な理解や評価を得ることができず、当社株式の価値を棄損する可能性があると考えているとのことである。そのため、当社としては、当社の株主に発生する可能性がある上記の不利益を回避しつつ、中長期的な視点で上記の各施策を迅速かつ果敢に取り組むための経営体制を構築できるという点で、当社株式を非公開化することが最も有効な手段であると考えてに至ったとのことである。このような当社の説明内容について特段不合理な点は認められない。その上で、上記の各施策を効率的かつ実効的に推進していくためには、当社グループの事業内容及び事業環境を熟知している当社の代表取締役社長である梅田源氏が、その発行済株式の全部を所有する梅田事務所を通じて、当社の経営と支配の双方を担うことも一定の合理性があると考えられる。
- 当社によれば、当社株式の非公開化により、上場を維持するために必要な人的・経済的コストを削減することができ、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になるとのことであり、かかる説明に特段不合理な点は認められない。
- 本株式併合により当社株式が上場廃止となることに伴い想定され得るデメリットについて、当社に対するインタビューを通じて検討した結果、当社の取引先に対する影響、今後の資金調達の影響、コンプライアンス体制への影響、今後の人材採用への影響、既存従業員への影響など、いずれにおいてもその影響は限定的と考えられ、本株式併合によって期待されるメリットを上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められない。

(ii) 本株式併合の条件の妥当性

以下の点を総合的に考慮すると、本端数処理交付見込額を含む本株式併合の条件は妥当なものであると考えられる。

- 本端数処理交付見込額は、AGSコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であってその中央値を上回る価格である。この点、AGSコンサルティングから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法による具体的な算

定過程（DCF法における継続価値の算定方法、割引率の設定過程、事業価値に加算する非事業用資産の内容等）について、株式価値の評価実務に照らして是認し難い不合理な点は認められない。なお、DCF法の算定の基礎とされた当社の事業計画については、当社によれば、その策定過程に本残存株主及びその関連当事者の関与はないとのことであり、その具体的な内容についても、当社の少数株主の利益の観点から不合理な点は認められない。以上より、AGSコンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果には一定の合理性があると考えられるところ、本端数処理交付見込額は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると評価できる。

- ・本端数処理交付見込額に付されたプレミアムは、近年における非公開化を前提とするマネジメント・バイアウト（MBO）の事例におけるプレミアム割合の平均値との比較において、一定の合理性は認められると考えられる。
- ・本端数処理交付見込額は、当社における2024年3月31日現在の連結ベースにおける1株当たり純資産額（6,004円）の0.97倍であり、当該1株当たり純資産額と比較しても遜色ない水準である。
- ・本株式併合においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件が成立条件として設定されていないが、経済産業省が2019年6月28日付で公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」においても、既に関与者の保有する買収対象会社の株式の割合が高い場合においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあり、常に当該条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。この点、①本残存株主2名の議決権割合の合計を踏まえると、上記の懸念が一定程度当てはまると考えられること、②仮に当該条件を設定すると、かえって本株式併合による株式の換価を期待していた一般株主の利益を害する可能性があること、③他の公正性担保措置を通じて一般株主の利益への配慮が行われていること等を総合的に考慮すると、本株式併合において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていなくとも、本株式併合の条件の公正性が否定されるものではないと思量する。
- ・本株式併合では公開買付けが前置されていないところ、この点につき、当社によれば、①マネジメント・バイアウト（MBO）の手法による場合、買収目的で設立される特別目的会社のアドバイザー費用などをはじめ、公開買付けの実施に係るコストが生じるところ、一般的にこれらのコストは、最終的には当該特別目的

会社ではなく、公開買付けの対象となった企業が負担することになること、②他方で、自己株式を対象とする公開買付けを前置した場合は、コストの削減が期待し得る一方で、買付予定数の下限を設定することができないため、仮に二段階目のスクイーズ・アウト手続が成立しなかったときには、公開買付けに応募した株主と応募しなかった株主との間に看過し難い経済的な差異が生じてしまうこと、③2024年6月開催予定の定時株主総会に係る議決権の基準日（2024年3月31日）現在の株主名簿によれば、本残存株主のほか、本従業員持株会及び当社の各従業員の株主が賛同すれば、議決権ベースで3分の2を超える賛成が得られる見込みであること等を総合的に考慮したものとすることである。以上の説明内容に是認し難い不合理な点までは見当たらず、上記の検討事項に加え、仮に株主が本株式併合に反対する場合（本端数処理交付見込額に不満がある場合）には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が確保されていること等も踏まえると、公開買付けを前置せずに本株式併合を通じて非公開化の実現を図るという判断にも一定の合理性が認められると料する。

- ・ 当社の第二位株主である本従業員持株会については、当社としては、本従業員持株会の各会員に株式持分の合理的な換価の機会を与えるためには、本株式併合の効力発生日までに従業員持株会を解散して清算手続を完了していただくことが各会員の利益に最も資するものと考えており、本株式併合の効力発生日までに従業員持株会と協議を行う予定とのことであるが、本従業員持株会の目的や各会員の利益確保の観点から、当社の上記説明及び認識に特段不合理な点は認められない。
- ・ 下記（iii）に記載のとおり、本株式併合の意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられるところ、本端数処理交付見込額を含む本株式併合の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

（iii）本株式併合に係る意思決定に至る手続の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本株式併合に係る意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

- ・ 当社は、本株式併合の検討にあたり、当社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本株式併合に係る諸条件の具体的な検討を開始するより前に設置されており、また、各委員の独立性を疑うべき事由は認められない。当社取締役会は、本特別委員会に対し、①本特別委員会が自

ら本株式併合の条件に関する協議・検討を行う権限、②必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、③答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与している。これを受けて、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、並びにリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認の上、それぞれを当社のアドバイザー等として承認した。さらに、当社取締役会は、本株式併合の実施を審議する取締役会においては、本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が条件を妥当でないと判断した場合には、本株式併合を実施しないこととする方針を採用しており、特別委員会の判断内容の実効性の確保に配慮がなされている。以上のとおり、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、本特別委員会は、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本株式併合の是非や条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行った。

- ・当社は、本端数処理交付見込額に対する意思決定の公正性を担保するために、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングから株式価値算定書を取得しているほか、独立したリーガル・アドバイザーであるシテューワ法律事務所から本株式併合に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本株式併合に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。なお、当社は、AGSコンサルティングから、いわゆるフェアネス・オピニオンまでは取得していないが、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により様ではないと解されている中、具体的な検討過程に照らした結果、本株式併合の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、これを取得しなくとも、本株式併合に係る意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと思料する。
- ・本特別委員会は、当社が提案する本端数処理交付見込額について検討を行い、当社に意見する等して、その検討過程に実質的に関与しており、かかる検討過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。

- ・当社は、本特別委員会を設置し、本株式併合に関する具体的な検討を開始して以降、利益相反の疑義を回避する観点から、本端数処理交付見込額を含む本株式併合の条件に関する当社内部における検討過程において、本残存株主及びその関連当事者を関与させないこととし、本残存株主と一定の利害関係を有すると考えられる者に該当しない役職員を中心とした社内検討体制を構築したとのことである。さらに、当社によれば、利益相反の疑義を回避する観点から、当社代表取締役の梅田源氏は、当社取締役会における本株式併合に係る議案に関する審議及び決議には参加しないことが予定されているほか、同氏は、当社の立場において本端数処理交付見込額に係る検討にも一切関与していないとのことである。以上の取扱いは、当社における本株式併合の検討体制として独立性及び公正性の観点から問題ないものと考えられ、その他に本株式併合に係る検討過程において、本残存株主からの独立性に疑義がある者が当社の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。
- ・本株式併合に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、当社株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本株式併合を実施するに至った背景・目的等に関する情報、当社で行われた本株式併合の条件に関する検討の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、当社の株主による本株式併合の条件の妥当性についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(iv) 本株式併合の実施を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものではないか

以上のとおり、(i) 本株式併合は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、(ii) 本端数処理交付見込額を含む本株式併合の条件は妥当なものであると考えられ、(iii) 本株式併合に係る意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられることから、本株式併合の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④ 利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、AGSコンサルティングから取得した本株式価値算定書、シテニューワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本端数処理交付見込額を含む本株式併合の諸条件について慎重に検討を行いました。その結果、当社

は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本株式併合後の経営方針」の「① 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本株式併合により当社の企業価値の向上が見込まれるとともに、本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本株式併合は、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の換価の機会を提供するものであると判断し、2024年5月13日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役（梅田源氏を除く6名）の全員一致で、本株式併合に係る議案を本総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役社長である梅田源氏は、同氏が議決権の全てを所有する梅田事務所が本残存株主に含まれるため、利益相反の疑義を回避する観点から、本株式併合の実施に係る当社取締役会における審議及び決議には一切参加していません。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、2024年7月22日付で当社の自己株式71,790株（2024年3月31日現在当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は278,210株となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が76株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は19株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は本残存株主のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、当該定款変更は、本総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年7月23日に効力が生じるものといたします。

（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>76</u> 株とする。
<u>第7条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、100株とす</u> <u>る。</u>	<削除>

現行定款	変更案
<p><u>第8条（单元未満株式についての権利）</u></p> <p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>	<p><削除></p>
<p>第9条～第15条（条文省略）</p>	<p>第7条～第13条（現行どおり）</p>
<p><u>第16条（電子提供措置等）</u></p> <p>1. <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第17条～第40条（条文省略）</p>	<p>第14条～第37条（現行どおり）</p>

以 上

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	うめだ はじめ 梅田 源 (1978年6月24日)	2002年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2010年4月 当社入社 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役社長（現任） 2022年9月 株式会社Xアーキテクト代表取締役社 長（現任） 2022年12月 株式会社梅田事務所代表取締役（現 任） 2023年7月 株式会社サンプランソフト代表取締役 社長（現任） 2024年2月 一般財団法人テスク財団代表理事（現 任）	一株
2	かた おか とも み 片岡 知 己 (1969年3月15日)	1992年4月 当社入社 2013年1月 当社インフラサービス部長 2016年10月 当社流通・インフラサービス部長 2017年4月 当社流通第1システム部長 2022年6月 当社取締役流通第1システム部長（現 任）	4,200株
3	よし ざわ ひろ ゆき 吉澤 博 之 (1969年4月4日)	1992年4月 当社入社 2012年7月 当社製品企画・プロジェクト支援部長 2017年7月 当社小売第1システム部長 2020年8月 当社製品企画・プロジェクト支援部長 2022年6月 当社取締役製品企画・プロジェクト支 援部長（現任）	7,800株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考)

取締役（監査等委員含む）スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

当社における地位	氏名	企業経営	営業マーケティング	財務・会計・法務	システム開発	企画・研究開発	リスクマネジメント	ガバナンス・内部統制	人事・組織
代表取締役	梅田 源	○	○						○
取締役	片岡 知己				○	○	○		
取締役	吉澤 博之				○	○			
(社外)監査等委員	横山 真次	○		○				○	
(社外)監査等委員	神谷 亨	○		○			○	○	○
(社外)監査等委員	後藤 雅彦	○	○		○				

以 上

